

第4期雲南市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 平成24年2月20日(月) 13:30~16:25

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(32名)

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1番 内部武雄 | 2番 永井尚二 | 3番 錦織邦男 | 4番 渡部満憲 |
| 5番 宇都宮敏章 | 6番 日野一夫 | 8番 竹下房子 | 9番 高島幹雄 |
| 10番 竹内 勉 | 12番 持田明典 | 13番 高橋敬二 | 14番 杉山正美 |
| 15番 鳥谷悦雄 | 16番 星野朝義 | 18番 嘉本輝雄 | 19番 白築 進 |
| 20番 白築美雄 | 22番 藤原克巳 | 23番 白築 剛 | 24番 青木征温 |
| 25番 名原玲子 | 26番 小田久義 | 27番 藤原修至 | 28番 高田 耕 |
| 29番 加藤一郎 | 30番 廣澤幸博 | 31番 石橋義明 | 33番 周藤寛洲 |
| 34番 橋本 博 | 35番 陶山直利 | 36番 勝部有二 | 37番 板持 庸 |

4. 欠席委員(5名) 7番 片寄健治 11番 狩野幹美 17番 川上蘆求
21番 山本博子 32番 武田京子

5. 事務局又は説明者 事務局長 大坂浩二 統括主幹 景山修二
主 幹 菊地隆克 副主幹 松本 暁
(農林振興課)主幹 内田和巳

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第48号 農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について
- ・議第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第50号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第51号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-----|--|
| 事務局 | 定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 ただ今から平成24年第8回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は31名であります。欠席委員は7番片寄委員、11番狩野委員、17番川上委員、21番山本委員、32番武田委員から欠席届が出ております。また、24番青木委員から遅刻届が出ております。 |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-----|---|
| 議 長 | <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第8回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p> |
| 議 長 | <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、15番鳥谷委員、16番星野委員を指名します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第2、諸報告を行います。</p> |
| 会 長 | <p>【会長より会務等について報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村農業委員会会長・事務局長研修会について ・県の女性農業委員の研修会について ・全国農業新聞の普及について |
| 事務局 | <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届出）の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理の届出書の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地保委第18条第6項通知）の受理について ・平成23年度雲南地区農業委員会連絡協議会役員会について ・市町村農業委員会会長・事務局長研修会について ・追認処理案件の補足説明について ・会議等の予定について |
| 議 長 | <p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> <p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第48号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」を議題といたします。事務局及び農林振興課より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書5ページをご覧ください。「議第48号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」であります。このたび「農事組合法人〇〇〇」が設立となりました。農業生産法人の資格要件等について、ご審議いただきたいと思っております。改選後新たな農業委員さんもいらっしゃいますので、簡単に概要をご説明申し上げます。農業生産法人は、農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行なうことのできる法人のことをいい、農地法第2条第3項に規定されています。農業生産法人の資格要件というのは、法人の形態要件、事業要件、構成員の要件、役員要件と4つの要件を全て満たしていなければならないとなっております。法人形態要件といえますのは、株式会社などの会社法人或いは農事組合法人などの組織形態であることが必要です。次に事業要件ですが、主たる事業が農業であることが要件で、農業に係る売上高が、3ヵ年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否かで判断するとされています。次に構成員要件ですが、その法人に対し農地を提供している個人、その法人の事業に常時従事する者、その法人の農作業を委託している個人、産直相手の消費者など一定の範囲</p> |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-------|--|
| 事務局 | <p>内で法人の行なう事業と継続的取引関係にある個人・法人等その他もごさいますが、そういった構成要件となっています。次に業務執行役員要件ですが、農事組合法人の場合においては理事は農民たる組合員に限られています。農業生産法人の業務執行役員の過半数の者は構成員であり、法人の農業常時従事者であり、かつ、その過半数を占める業務執行役員の過半数の者がその法人の行なう農業に必要な農作業に60日以上従事することが必要とされています。以上4つの要件が必要となっています。</p> <p>今回申請の「農事組合法人〇〇〇」の詳細説明につきましては農林振興課より説明がごさいますが、先ほど説明いたしました4つの要件である法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件は全て満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、農林振興課より説明をいただきます。</p> |
| 農林振興課 | <p>議案書6ページからご説明申し上げます。「農事組合法人〇〇〇」は〇〇町の〇〇地区で、平成10年に営農組合を設立されました。その後組織内でいろいろ協議を重ねられまして、平成19年1月に「特定農業団体〇〇営農組合」となり、併せて農業機械等の整備を図られたところとす。そして昨年の11月から法人化に向けた話し合いが行なわれまして、3ヶ月で法人の手続きが整ったということとあります。〇〇市の集落営農型の法人化としては14番目に出来た法人でありまして、〇〇町では初めて設立された農業生産法人であります。それでは内容についてご説明申し上げます。名称は「農事組合法人〇〇〇」ということとあります。構成員はのちほど説明いたしますが、事業概要は(1)法人の円滑運営のための体制強化に努め、安心して農業を営む環境を整備する。(2)農業機械の共同化、共販、共同購入により、生産コストの低減に努める。(3)話し合いと共同作業を通して、地域の連帯・融和に努める。…以下内容についてはご覧いただきたいと思います。次に作付け・生産計画ですが、土地利用型ということで水稻が中心となりますが、作付面積が860a、コシヒカリを中心としたものとなっています。転作関係は「今後検討していきたい。」ということとあります。その他水稻作業受託面積が300aとなっています。次に収支計画ですが、9ページをご覧ください。今後5カ年の経営収支計画を提出いただいております。売上高は、殆んどが水稻の販売額と作業受託であります。営業利益につきましては、売上原価・販売費一般管理費を差し引きまして、約200万円、経常利益につきましては、営業外収益・営業外費用を加味いたしまして約300万円、最終的に次期繰り越しを資金運用等加味いたしまして200万円程度と計画されております。次に構成員ですが、10ページをご覧ください。役員は、1月24日総会が開催され承認されております。代表理事が□□□□さん、理事は□□□□さん・□□□□さん、監事は□□□□さん・□□□□さんということで5名の方が役員ということになっております。7ページの組織体制をご覧ください。組織体制は従来の〇〇営農組合の組織をベースとした組織となっております。代表理事の下に、総務部・水稻・機械部・施設園芸部の4つで構成されております。業務内容は、総務部は庶務・会計・総会、理事会等の開催などであり、水稻部は作付等の事業計画、オペレーターの出役計画・指示、作業計画などであり、機械部は機械施設の保全に関わること、施設園芸部は育苗ハウスを活用した経営の多角化に向けた野菜生産などであり、続きまして営農の流れであります、法人が構成員から利用権設定により農地を借りまして生産をするということで、10a当り5,000円で設定されております。作業賃金ですが、オペレーターは1時間当たり1,200円、一般作業は1時間当たり800円で設定されております。また、飯米、もち米の構成員への販売額についてもご覧のとおり設定されております。その他管理作業については、水管理が10a当り4,000円、畦畔管理が10a当り6,000円ということで法人が管理料を支払う形となっております。</p> <p>先ほど事務局から説明もごさいましたが、法人の形態は「農事組合法人」、事業要件といたしましては、主たる事業が農業であるということが計画書により確認できると思ひます。次に構成員の要件ですが、土地の権利を提供している者・農業従事日数が150日以上の方については、10ページの構成員名簿の加入資格で確認いただけますのでご覧いただきたいと思います。執行役員ですが、代表理事の□□□□様は150日以上農作業常時従事者でありますし、□□理事・□□理事も農作業に常時従事されるということとあります。ということで概略説明申</p> |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-------|---|
| 農林振興課 | <p>上げましたが、要件を満たしていると判断いたしますので、ご審議よろしくお願いたします。なお11ページから12ページに、全部事項証明書の写しを添付しておりますのでご覧ください。</p> |
| 議 長 | <p>事務局並びに農林振興課の説明がありましたが、ご質疑がございますか。</p> |
| 1 番 | <p>収支計画で農機具等の経費が200万程度試算されておりますが、どう対応されておりますか。</p> |
| 農林振興課 | <p>平成19年1月に、特定農業団体になっていらっしゃいまして、その時に補助金を入れて農業機械等整備されております。</p> |
| 4 番 | <p>参考までにお聞きしますが、構成員の年齢が解れば教えていただきたいと思ひます。</p> |
| 農林振興課 | <p>申し訳ありませんが、年齢までは把握しておりません。</p> |
| 2 2 番 | <p>細かいところはわかりませんが、おおよそのところを申しますと、代表理事の□□さんは50代、理事の□□さんは60代、同じく□□さんは50代、番号の4番が50代、5番が70代、6番から10番が70代、11番が30代、12番が50代、13番が70代ということであります。</p> |
| 4 番 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 議 長 | <p>他にありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第48号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」は、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。 よって、「議第48号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」は、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第49号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書14ページをご覧ください。「議第49号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、登記簿・現況とも畑、農用地区域外で面積は340㎡、権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由が「高齢となり後継者に生前贈与する。」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由が「申請地を譲り受け農業経営を主宰する。」ということです。土地代は無償で、確認は〇〇委員です。 次に申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、登記簿・現況とも畑、農用地区域外で面積は133㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由が「高齢</p> |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|------|--|
| 事務局 | <p>となり耕作が困難になったため、譲り渡す。」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由が「申請地を譲り受け農業経営を主宰する。」ということです。土地代は10a当り6,550千円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>次に、申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△他7筆、田が2筆、畑が6筆で登記簿・現況とも田と畑でございます。農用地区域内農地で面積は田が3,441㎡、畑が1,782㎡合計5,223㎡となっています。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由が「耕作が困難なため譲受人に譲渡する。」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由が「申請地を譲り受け農業経営を主宰する。」ということです。譲受人の□□さんですが、経営面積が0㎡となっていますが、新規で就農されるということでありまして、所有農地はございません。土地代は10a当り65千円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上3件とも「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、よろしくご審議願います。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> |
| 6 番 | <p>1番の案件について無償移転ということではありますが、親子関係でございますのでよろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> |
| 1 番 | <p>2番についてですが、面積がわずかな土地であります、10a当り650万円も出して土地を購入され「農業経営を主宰する。」ということなどとても考えられないことですが、如何ですか。</p> |
| 30 番 | <p>この土地は、譲受人のご自宅のすぐ前にありまして、木戸道の横でもあり利便性が非常に良いため、また、譲渡人は少し離れたところにお住まいでして、そういったことで話がまとまったということです。</p> |
| 1 番 | <p>将来的に、木戸道を拡幅でも考えられているということであれば、そういった手続きをされればいいと思いますし、「農業経営を主宰する。」というような書き方がしてあると、ちょっとおかしいように思います。</p> |
| 30 番 | <p>説明不足でしたが、譲渡人宅のおばあさんは畑で野菜作りをたくさんされておりまして、学校給食の方へも野菜を収めたりしておいでです。土地の金額については、適当な金額かどうか判断がつかかねる所もありますが、わずかな面積ですのでわずかな金額であります。結構野菜作りには熱心な方でありまして、そういう面で近くの土地を求められたということでもあります。</p> |
| 29 番 | <p>申請事由が、少しおかしいところはありますね。</p> |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-----|---|
| 事務局 | <p>申請事由は詳しく記載してないわけですが、最終的には農地を譲り受けて農業経営をするということでもあります。記載内容をもう少し詳しく書けば良いわけですが、一応そういうような記載をされたということでもあります。なお、価格的には10aに換算して高くなっておりませんが、面積的には極わずか1畝でありますので、どうしても価格的には高くなる傾向にありますし、場所的にも道路際の土地でもありますので、そういった状況になったということでもあります。あくまでも双方協議のうえでの価格設定でございますので、よろしくお願ひします。</p> |
| 29番 | <p>基本的には、事務局が説明しなくてもいいように、きちっと記載方法を指導された方がいいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>そのように指導してまいりたいと思います。ただ、事務局へ直接相談があった場合は指導も出来ますが、農業委員さんへ直接相談があって申請書類が届く場合も多くございますので、皆さんもそうにご指導いただきたいと思います。なお、あまり長い文章になりますと議案書の文字数も制限がありますので、なるべく簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 4番 | <p>3番についてですが、下限面積の関係は大丈夫ですか。</p> |
| 事務局 | <p>〇〇町ですので別段面積は30aとなっておりますが、今回の取得面積が5,223㎡ということですので50aですので問題はございません。今回新規就農の方ですが、営農計画書等を提出いただいております、実際本人ともお話をしております、農業経営をきちっとされる方であると判断しております。</p> |
| 28番 | <p>私も昨年7月はじめて農業委員になり、新規就農の案件は初めての様な気もしておりますが、こういう場合の要件など何かあるものなのですか。実は、以前新聞の投書欄に「農業をやりたいのに、農地法・農業委員会の審査が非常に厳しくて、やる気があるのにやらせてもらえない。」というようなことがございました。なんとなく農業委員会の壁がございまして「新規就農の広がりがない。」といったような事がございました。私達も十分に承知しなければならないことではありますが、新規就農希望の方に対する、農地をうまく使うというスタンスでの説明ができるようなものを準備しないといけないという思いで読んでおりましたが、何かあるのですか。それと、譲受人は看護師さんですが、面積が50aということで耕作されるということではありますが、どういう家族構成でされるのかお聞かせ願えないかと思ひます。お願ひします。</p> |
| 事務局 | <p>農業委員会の審査が厳しいということは、おそらく下限面積要件が非常に大きく影響しているのではないかと推察いたします。以前に皆さんにお配りしております農地法必携のファイルをご覧いただきたいと思ひます。農地法3条の取得要件といひますのは、必携の16ページをご覧ください。第2項で「前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可することができない。」とあり、例えば「農作業に常時従事すると認められない場合。」や、先ほどの下限面積要件とか、或いは「農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がない。」などその他要件がいろいろございまして詳細はご覧いただきたいと思ひますが、そういったところを満たしていれば取得ができるということでございます。今回新規の方でございますので、所有農地はございませんでした。そこでいちばん問題となるのはやはり下限面積でございますが、今回取得面積が約5,000㎡でございますので、これでクリアーしているということでございます。それでこの農地が一人で全て耕作ができるかということですが、今回新規でもありますので営農計画書を添付いただいております。今回、土地の所有は〇〇さんが取得されるわけですが、実際の農作業等は数人のグループで管理されるということですので。基本的には、無肥料・無農薬である安心・安全な農作物の栽培をやりたいということでもあります。実際のところ既に農地を少し借りて、栽培されているようであ</p> |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-----|---|
| 事務局 | <p>りまして、毎月定期的に第4日曜日に〇〇町の〇〇〇〇の駐車場で販売促進等をなさっていらっしゃいます。そういった方でありまして、非常に積極的に取り組まれようとされているところであり、そういうところを見ましても、問題ないと考えているところでもあります。前段のお話があったようにやはり一番大きな問題となる要件は下限面積であります。新規でいらっしゃいます皆さんは「最初から50aは、とても作れない。」というのが実態です。〇〇市の場合には地区によって異なりますが、最低でも30aとなっております。今後は見直していく必要があると考えていますが、現時点では現行の下限面積「別段面積」をクリアーしないといけないということでもあります。なお、別段面積については、農地法改正後は農地の利用状況調査結果に基づき毎年見直しをするようになっておりますので、去年は見直しをし、前年どおりという設定となっておりますが、平成24年度に向けては今後地域農業対策委員会で検討いただく考えでおります。できうるならば下げる方向の考え方をしております。</p> |
| 28番 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 議長 | <p>他にございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第43号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 よって、「議第49号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>それでは次に、「議第50号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書16ページからご覧ください。「議第50号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を説明いたします。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.89㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地で、墓碑1棟建設されます。転用理由は、「現在の墓地は山の頂上にあり一部が崩れており危険なため、申請地に移転新設する。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>次に申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.99㎡です。申請人は〇〇町〇〇の相続人□□□□さん、被相続人は□□□□さんです。転用目的が墓地で、墓碑1棟建設されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する。」ということです。未相続地ではありますが、□□□□さん以外の相続人は無しということで確認が取れております。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>次に申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は72㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が駐車場で、駐車区画3台分を造成されます。転</p> |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-----|---|
| 事務局 | <p>用理由は、「自宅駐車場が狭いため、農地を造成し駐車場として整備する。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>次に申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.86㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地で、墓碑1棟建設されます。転用理由は、「現在の墓地は山中にあり十分な管理ができないので、申請地に移転して維持管理したい。」ということです。農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>以上4件の案件、ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> |
| 16番 | <p>申請番号2番についてですが、本日〇〇委員が欠席でございまして、先ほど事務局から説明があったとおりで「特に問題は無い。」ということで受けたまわっておりますので、よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、補足説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> |
| 18番 | <p>質疑にはならないかもしれませんが、例えば1番ですが、図面を見ると畑の真ん中あたりに計画されておりますが、例えば最初は真ん中あたりで計画していたけど、△△-△の番地内であれば側の方へ計画位置を変えることができるものなのでしょうか。</p> |
| 36番 | <p>私が確認しておりますのでわかる範囲内で説明いたします。平面の図面を見ますと〇〇委員の言われることを私もよく感じますし、皆さんもそう感じられることもあるかと思いますが、現地は急斜面の畑でございまして、上の方は山でございまして、下の方は田もあります。平面では畦畔の含んだ面積が表示されていますので、大半が法面で実質の圃場はそう大きなものではなく、山側に寄っている状況がございますので、そういった感じを受けられたと思います。</p> |
| 事務局 | <p>「場所を動かせるか」というご質問ですが、既に分筆されている土地でございまして動かせません。位置を変えるとすれば、更にもう一度分筆をして、転用許可申請が必要になるということでございます。</p> |
| 議 長 | <p>他にございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第50号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-----|--|
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第50号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第51号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは議案書の19ページからご覧ください。「議第51号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は324㎡、権利の種類は「所有権移転」で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇の〇〇県住宅供給公社の特殊法人であります。転用目的は「住宅団地造成」で宅地分譲4区画分を造成されます。転用理由は「地方住宅供給公社法に基づく分譲住宅用地として造成する。」ということです。農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、土地代は隣接地との等価交換、確認は〇〇委員であります。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>次に申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿が田、現況は荒廃農地となっています。面積は1,400㎡、権利の種類は「所有権移転」で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇市であります。転用目的は墓苑で市営墓地50区画、それに伴う駐車区画10台分を造成されます。転用理由は、「地元〇〇自主連合会から墓地整備の要望書が提出され、市民の福利厚生に資するため、市営墓地を整備し貸し付ける。ということです。農用地区域外で、土地代は10a当り1,428千円、確認は〇〇委員・〇〇委員の二人に確認いただいております。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である。」ことから第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当すると考えます。</p> <p>次に申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は1,038㎡です。権利の種類は「所有権移転」で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は農家住宅で農家住宅1棟114㎡、車庫1棟31㎡、物置1棟45㎡を建築されます。転用理由は、「住宅の老朽化が進み建て替えを行ないたい。同居予定の若夫婦の要望により雪の影響の少ない申請地を譲り受け、住宅を新築したい。」ということです。農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、土地代は10a当り963千円、確認は〇〇委員・〇〇委員の二人に確認いただいております。農地区分・許可条項は申請番号2番と同じであります。</p> <p>次に申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は277㎡、権利の種類は「所有権移転」で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんであります。転用目的は「宅地の拡張」で物置1棟9㎡及び庭地として利用されます。転用理由は「現在の住宅には庭もなくまた物置も不足しているため、住宅平で穏やかな傾斜の土地にある申請地を譲り受け利用したい。」ということです。農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、土地代は10a当り361千円、確認は〇〇委員であります。農地区分・許可条項は申請番号1番と同じであります。</p> <p>次に申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は300㎡、権利の種類は「使用貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんであります。転用目的は「農業用施設」で、農業用倉庫1棟49㎡を建築されます。転用理由は「農業用機具保管のために、倉庫を建築したい。」ということです。農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、賃料は無償、確認は〇〇委員であります。農地区分・許可条項は申請番号2番と同じであります。</p> |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-----|--|
| 事務局 | 以上5件の案件、ご審議よろしく申し上げます。 |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がありました。確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、補足説明を終わります。</p> <p>ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第51号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第51号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、を議題とします。</p> <p>それでは、「農用地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書22ページからご覧ください。「議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」であります。23ページの総括表をご覧ください。今回は、71件の申請が出ておまして、大東町から10件、加茂町から26件、木次町から4件、三刀屋町から6件、吉田町から1件、掛合町から24件申請されております。設定内容は、田が197筆、畑が1筆、合計198筆。面積は田が235,160㎡、畑が85㎡、合計235,245㎡あります。この集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町ごとにご協議願います。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号○番及び○番の案件がございますので、協議の際、「議事参与の制限」にご配慮ください。15時05分までに、ご協議願います。</p> <p>(各町ごとに協議)</p> |
| 議 長 | <p>会議を再開いたします。</p> <p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。最初に、議事参与に関わる案件である申請番号○番及び○番を除く案件についてご審議いただきます。大東町より順次発表願います。</p> |
| 29番 | 大東町ですが、全て妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いたします。 |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-----|---|
| 18番 | 加茂町も全て妥当なものと判断いたしました。一つだけ補足しておきますと、○番は〇〇市の方でありまして、今までも加茂町へ通って利用権を設定し耕作されておりますので、問題はありませんので、よろしく願いいたします。 |
| 25番 | 三刀屋は6件ですが、特に問題はありませんので、妥当と判断いたします。 |
| 12番 | 木次町ですが、4件ともすべて妥当なものと判断いたしますのでよろしく願いいたします。 |
| 19番 | 吉田町1件ですが、妥当と判断いたしますのでよろしく願いいたします。 |
| 22番 | 掛合町24件ですが、全て先ほど承認をいただきました「農事組合法人〇〇〇」の案件でございます。妥当と判断いたしますのでよろしく願いいたします。 |
| 議 長 | <p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号1番から6番、8番から14番、16番から71番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号1番から6番、8番から14番、16番から71番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号○番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、□□□□にはご退席願います。</p> <p>(□□□□ 退席)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、申請番号○番の案件について、先ほどご協議いただいて結果を〇〇町より発表いただきます。</p> |
| 29番 | 許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。 |
| 議 長 | <p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-----|---|
| 議 長 | <p>「議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号〇番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号〇番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。□□□□には、着席願います。</p> <p>(□□□□ 着席)</p> |
| 議 長 | <p>次に「議事参与の制限」に関わる申請番号〇番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇番□□□□委員にはご退席願います。</p> <p>(□□委員 退席)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、申請番号〇番の案件について、先ほどご協議いただいて結果を〇〇町より発表いただきます。</p> |
| 18番 | <p>許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号〇番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号〇番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。□□委員には、着席願います。</p> <p>(□□委員 着席)</p> |
| 議 長 | <p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、3月の総会は3月21日(月)午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p> |

| 発信者 | 議 事 要 旨 |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。</p> |
| 議 長 | <p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p>【その他事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 24 年度標準農作業料金について (2) 農地の賃借料情報提供について (3) 農地の利用状況調査結果に基づく対応及び下限面積（別段面積）の見直しについて (4) 雲南地区農業委員会連絡協議会総会・研修会について (5) 選挙人名簿登載申請結果について (6) 農業委員会の組織体制・担当地区割表（修正版）について (7) 雲南地区農業委員会連絡協議会役員名簿について (8) 役員会について |

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____